

令和4年7月

スライド条項は、千葉市建設工事工事請負契約約款第26条に規定された制度です。

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた条件を満たした場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

- 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合（**単品スライド**）
- 急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合（**インフレスライド**）
- 契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合（**全体スライド**）

上記の場合、スライド条項が活用できるかもしれません。

また、必要に応じて選択することや、併用することにより、物価高騰や賃金水準の変動に適切な対応ができるものと考えています。

お気軽に発注担当課、又は技術管理課までご相談ください。

制度の詳細については市HPでもご確認いただけます。

https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/zentan_slide.html

■具体的な請求方法について

各発注担当課、又は技術管理課

■スライド条項全般について

技術管理課

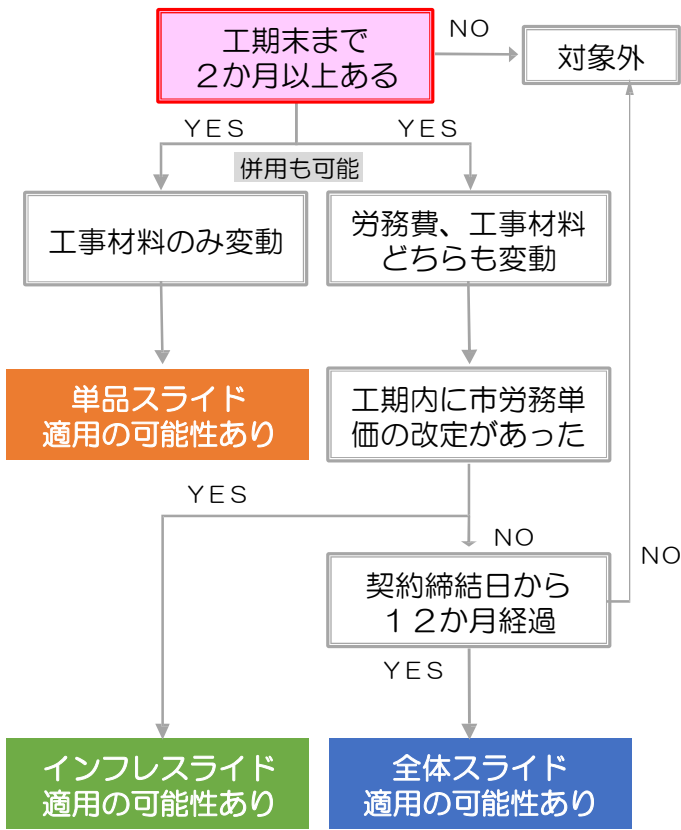
TEL：043-245-5092

E-mail：

gijutsukanri.COP@city.chiba.lg.jp

スライド条項の概要とスライド額の算定方法

スライド分類

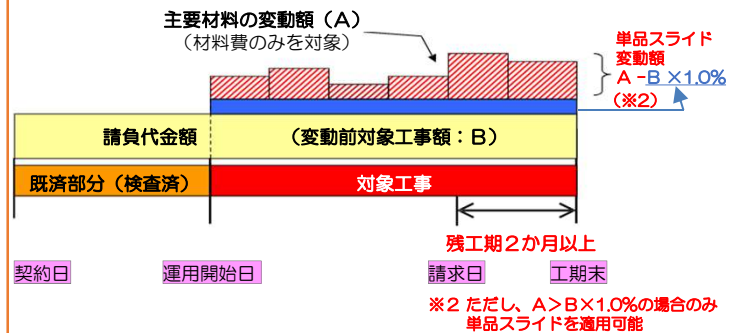


単品スライド (第26条第5項)

対象 (A)	対象外 (既済部分)
・変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費 = 請負代金額 - 既済部分請負代金額)	・部分払完了部分 (※1) ・部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

$$\text{スライド額 (変更額)} = A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$



- ・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
 - ・その他材料の分類については発注担当課に相談してください。
 - ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類 (納品書、請求書など) を提出する必要があります。
- ※ 「既済部分」が無い場合は、全体が対象工事になります。

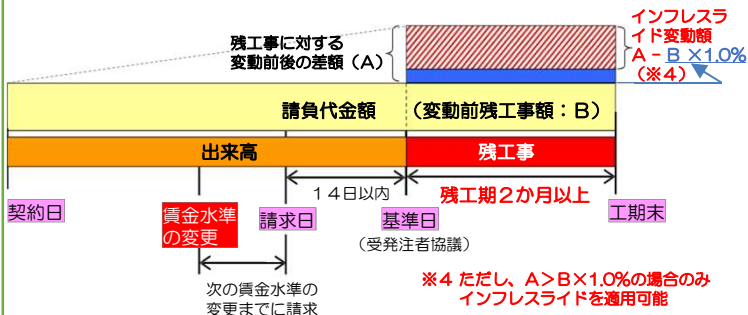
インフレスライド (第26条第6項)

対象 (A)	対象外
・基準日 (※1) 以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 <u>発注者が出来高数量を確認します。</u>

※1 基準日: 受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

$$\text{スライド額 (変更額)} = A \text{ の変動額} - A \text{ の契約時点の残工事金額} \times 1\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額: 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
※3 工事金額: 官積算による工事価格 × 落札率



- ・協議の請求は、臨時で賃金水準の変動 (千葉市積算基準 (設計単価編) の労務費単価等の改定) がなされた日以降に行うことができます。
- ・全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

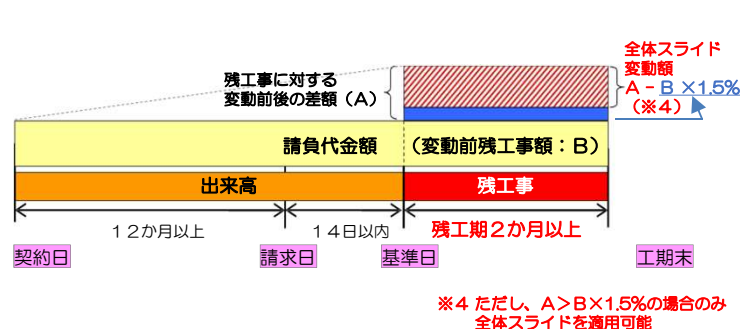
全体スライド (第26条第1項～第4項)

対象 (A)	対象外
・基準日 (※1) 以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 <u>発注者が出来高数量を確認します。</u>

※1 基準日: 受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

$$\text{スライド額 (変更額)} = A \text{ の変動額} - A \text{ の契約時点の残工事金額} \times 1.5\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額: 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
※3 工事金額: 官積算による工事価格 × 落札率



- ・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。